

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稻美町は、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

稻美町長

公表日

令和8年1月14日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1.事務の概要 稻美町では、子ども子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。</p> <p>(1)申請や届出に関する確認事務 (2)支給認定事務 (3)入所審査・決定(利用調整)事務 (4)利用者負担額算定・徴収・収納事務 (5)利用者負担額減免事由確認事務 (6)入退所管理事務 (7)子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 (8)地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 (9)各報告事務</p>
③システムの名称	子ども・子育てシステム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 連携サーバー(ぴったりサービス) 申請管理システム(ぴったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
子どものための教育・保育情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表 9、127の項</p> <p>(2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第68条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 17, 20、155の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 経営政策部企画課
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 健康福祉部こども課
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため、リスク対策は十分と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務に必要な情報を入手することができないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式としている。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、ダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月7日	I 5.評価実施機関における担当部署	地域福祉課	こども課	事後	
平成31年1月7日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	地域福祉課	こども課	事後	
平成31年1月7日	II しきい値判断項目1.対象人 数	平成29年11月30日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月7日	II しきい値判断項目2.取扱者 数	平成29年11月30日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和5年5月1日	I -1-③	子ども・子育てシステム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー	連携サーバー(ぴったりサービス) 申請管理システム(ぴったりサービス) を追加	事後	
令和5年5月1日	II -1	平成31年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月1日	II -2	平成31年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年12月3日	I -3	(1)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第4条第1項及び第2項 別表第1の1の項 ②番号利用条例施行規則 ・第26条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表 9、127の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第68条	事後	
令和7年12月3日	I -4-②	【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第4条第1項 別表第1の1の項 ③番号利用条例施行規則 ・第26条 【情報提供の根拠】 なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 17, 20、155の項 【情報提供の根拠】 なし	事後	
令和7年12月3日	II -1	令和5年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月3日	II -2	令和5年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月3日	IV-8	-	<p>(リスクへの対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため、リスク対策は十分と考えられる。</p>	事後	
令和7年12月3日	IV-11	-	<p>(最も優先度が高いと考えられる対策) 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入する様式としている。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、ダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和8年1月14日	I-4-②	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 17, 20, 155の項</p> <p>【情報提供の根拠】 なし</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 17, 20, 155の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 155の項</p>	事前	